

社団法人低温工学協会定款

制 定 昭和 41 年 3 月 30 日
第一次改正 昭和 59 年 9 月 11 日
第二次改正 昭和 62 年 12 月 4 日
第三次改正 平成 11 年 9 月 17 日
第四次改正 平成 12 年 11 月 21 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人低温工学協会 (Cryogenic Association of Japan) という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(支 部)

第 3 条 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に支部を置くことができる。

(学会、委員会、部会及び研究会)

第 4 条 本会に、正会員の研究発表のために低温工学会 (Cryogenic Society of Japan) を置く。

2 本会に、調査、研究、企画及び刊行物発行のため、委員会、部会又は研究会を設けることができる。

3 学会、委員会、部会及び研究会に関して、必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

(目 的)

第 5 条 本会は、低温を応用する科学技術の進歩発達をはかることを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 低温を応用する科学技術に関する調査研究
- (2) 低温を応用する科学技術に関する研究発表会、研究会等の開催
- (3) 低温を応用する科学技術に関する学会誌及び刊行物の発行
- (4) 低温を応用する科学技術に関する内外の関連団体との連絡及び協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第 7 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 低温工学に関する科学技術に関与する者で本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する法人又は団体

2 会員は、民法上の社員とする。

(会 費)

第 8 条 本会の会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 9 条 会員になろうとするものは、会費を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する 1 人

の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、会員たる資格を失う。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 死亡し又は解散したとき。
- (3) 会費を 1 年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第 11 条 会員で退会しようとするものは、会長に退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 12 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、總會において会員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づき、

除名することができる。ただし、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為等会員としてふさわしくない行為をしたと

き。

(会 員 資 格 の 喪 失 に 伴 う 権 利 及 び 義 務)

第 13 条 会 員 が 第 10 条 の 規 定 に よ り そ の 資 格 を 喪 失 し た と き は , 本 会 に 対 す る 権 利 を 失 い , 義 務 を 免 れ る 。

た だ し , 未 履 行 の 義 務 は , こ れ を 免 れ る こ と が で き な い 。

2 本 会 は , 会 員 が そ の 資 格 を 喪 失 し て も , 既 に 納 入 し た 会 費 そ の 他 の 抛 出 金 品 は 返 還 し な い 。

第 3 章 役 員 及 び 顧 問

(種 類)

第 14 条 本 会 に , 次 の 役 員 を 置 く 。

(1) 理 事 15 名 以 上 20 名 以 内

(2) 監 事 2 名

2 理 事 の うち , 1 名 を 会 長 , 1 名 を 副 会 長 , 1 名 を 学 会 長 , 1 名 を 専 務 理 事 と す る 。

(選 任)

第 15 条 理 事 及 び 監 事 は , 総 会 に お い て こ れ を 選 任 す る 。 た だ し , 学 会 長 は , あ ら か じ め 正 会 員 の うち か ら

正 会 員 の 選 挙 に よ っ て 選 出 さ れ た 者 の うち か ら 選 任 さ れ な け れ ば な ら な い 。

2 会 長 , 副 会 長 及 び 専 務 理 事 は , 理 事 会 に お い て 理 事 の 互 選 に よ り 選 任 す る 。

3 理 事 及 び 監 事 は , 相 互 に 兼 ね る こ と が で き な い 。

4 理 事 の い ず れ か 1 名 と そ の 親 族 そ の 他 特 殊 の 関 係 に あ る 者 の 合 計 数 は 理 事 現 在 数 の 3 分 の 1 を 超 え て は

な ら な い 。 ま た , 同 一 業 界 の 関 係 者 の 数 は , 理 事 現 在 数 の 2 分 の 1 を 超 え て は な ら な い 。

5 監 事 は , 相 互 に 親 族 そ の 他 特 殊 の 関 係 に あ る 者 で あ っ て は な ら な い 。 ま た , 監 事 に は , こ の 法 人 の 理 事 ,

理 事 の 親 族 そ の 他 特 殊 の 関 係 に あ る 者 又 は 職 員 が 含 ま れ て は な ら な い 。

(職 務)

第 16 条 会 長 は , 本 会 を 代 表 し , 本 会 の 業 務 を 総 理 す る 。

2 副 会 長 は , 会 長 を 補 佐 し , 会 長 に 事 故 が あ る と き 又 は 会 長 が 欠 け た と き は , そ の 職 務 を 代 行 す る 。

3 学 会 長 は , 学 会 を 代 表 し , 学 会 の 業 務 を 統 括 す る 。

4 専 務 理 事 は , 会 長 及 び 副 会 長 を 補 佐 し , 会 務 を 処 理 す る 。

5 理 事 は , 理 事 会 を 組 織 し , 総 会 の 議 決 に 基 づ き , 本 会 の 業 務 を 執 行 す る 。

6 監 事 は , 民 法 第 59 条 の 職 務 を 行 う 。

(任 期)

第 17 条 役 員 の 任 期 は , 2 年 と す る 。 た だ し , 再 任 を 妨 げ な い 。

2 補 欠 に よ り 就 任 し た 役 員 の 任 期 は , 前 任 者 の 残 任 期 間 と す る 。

3 役 員 は , 辞 任 又 は 任 期 満 了 の 場 合 に お い て も , 後 任 者 が 就 任 す る ま で は , 前 任 者 が そ の 職 務 を 行 わ な け

れ ば な ら な い 。

4 学 会 長 は , 2 期 以 上 連 続 し て そ の 職 に 就 く こ と は で き な い 。

(退 任 及 び 解 任)

第 18 条 会 員 で あ る 法 人 又 は 団 体 の 職 員 か ら 選 任 さ れ た 理 事 又 は 監 事 は , そ の 法 人 又 は 団 体 が 会 員 の 資 格 を

失 っ た と き は , 退 任 す る も の と す る 。

2 理 事 又 は 監 事 が 次 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 場 合 に は , 総 会 に お い て 会 員 現 在 数 の 3 分 の 2 以 上 の 議 決 に 基

づ き , 解 任 す る こ と が で き る 。 こ の 場 合 , そ の 理 事 又 は 監 事 に 対 し 議 決 の 前 に 弁 明 の 機 会 を 与 え な け れ ば

な ら な い 。

(1) 心 身 の 故 障 の た め , 職 務 の 執 行 に 堪 え ら れ な い と 認 め ら れ る と き 。

(2) 職 務 上 の 義 務 違 反 , そ の 他 役 員 と し て ふ さ わ し く な い 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き 。

(顧 問)

第 19 条 本 会 に , 顧 問 7 名 以 内 を 置 く こ と が で き る 。

2 顧 問 は , 本 会 の 目 的 達 成 に 必 要 な 重 要 事 項 に つ い て , 会 長 の 諮 問 に 応 ず る ほ か , 理 事 会 及 び 評 議 員 会 に

出 席 し て 意 見 を 述 べ る こ と が で き る 。 た だ し , 議 決 に 加 わ る こ と は で き な い 。

3 顧 問 は , 学 識 経 験 あ る 者 の うち か ら , 会 長 が 理 事 会 の 承 認 を 得 て 委 嘱 す る 。

4 顧 問 の 任 期 は , 2 年 と す る 。 た だ し , 再 任 を 妨 げ な い 。

第 4 章 評 議 員

(評 議 員)

第 20 条 会 長 が 必 要 が あ る と 認 め る と き は , 理 事 会 の 承 認 を 得 て , 役 員 を 兼 ね な い 者 の うち か ら 評 議 員 を 委

嘱 す る こ と が で き る 。

- 2 評議員は、35名以上40名以内とする。
 - 3 評議員のうちには、役員又は評議員のいずれか1人と親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
 - 4 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応ずる。
(準用規定)
- 第21条 第17条第1項から第3項までの規定は、評議員にこれを準用する。この場合において、同条の規定のうち「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第5章 会 議

(種別及び構成)

第22条 会議は、総会、理事会及び評議員会の3種類とする。

2 総会は、会員をもって、理事会は、理事をもって、評議員会は、評議員をもって構成する。

(総会)

第23条 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。

(権能)

第24条 総会は、この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の招集)

第25条 通常総会は、毎年1回以上、臨時総会は、必要あるごとに会長がこれを招集する。ただし、会長は、

会員の5分の1以上又は監事から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請

求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の通知)

第26条 総会の招集は、会員に対し少なくとも10日以前にその会議に附議すべき事項、日時及び場所を記

載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議長及び議決)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 総会は、会員の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事

について書面をもって表決をし、又は代理人を出席させることができる。この場合においては、定足数及

び議決権の計算については、出席したものとみなす。

3 総会の議事は、この定款に別段の規定がある場合を除くほか、出席者の過半数をもって議決し、可否同

数のときは、議長がこれを決する。

(議決事項等の通知)

第28条 総会の議事の要項及び議決した事項は、会員に通知しなければならない。

(理事会)

第29条 理事会は、必要あるごとに会長が招集する。ただし、理事現在数の3分の1以上から会議の目的及

び事項を示して請求のあったときは、直ちに臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会には、第26条の規定を準用する。この場合において、同条の規定のうち「総会」及び「会員」と

あるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。ただし、議事が緊急を要する場合

において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

5 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、

当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(評議員会)

第30条 評議員会は、必要あるごとに会長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議の目

的及び事項を示して請求のあったときは、直ちに臨時評議員会を招集しなければならない。

2 評議員会は、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

(議事録)

第 31 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の数及び理事会にあっては、理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が

署名押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 32 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 34 条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の議決を得た後、毎事業年度開始前に

総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度の開始前に総会を

開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度

の開始の日から 2 月以内に総会の議決を得るものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、会長は理事会の議決を得た暫定予算によ

り、前年度の予算に準じて、収入支出を行うことができる。

3 第 1 項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始前に文部科学大臣及び経済産業大

臣(以下「主務大臣」という。)に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、

この限りでない。

4 前項ただし書の場合における届出は、事業年度開始後 3 月以内にするものとする。

5 第 1 項の事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに主務

大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 36 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増

減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経、理事会の議決を得た後、当該事業

年度終了後 2 月以内に総会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等は、当該

事業年度終了後 3 月以内に主務大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第 37 条 本会は、事業の遂行上必要ある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計は、第 35 条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(収支差額の処分)

第 38 条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌

事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 39 条 本会が、借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、

理事会及び総会の議決を得、かつ、主務大臣の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 定款の変更，解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会において会員現在数の過半数の議決を得、かつ、主務大臣の認可を受けて、これ

を変更することができる。

(解散)

第 42 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 本会は、民法第 68 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて解散をする場合は、総会において会員現在数の 4 分

の 3 以上の議決を得、かつ、主務大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 43 条 本会の解散に伴う残余財産は、総会において会員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、主務大

臣の許可を受けて、本会と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(事務局)

第 44 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

4 その他事務局長及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 45 条 本会の事務局には、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の氏名、住所及び略歴を記載した書類

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(実施細則)

第 46 条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

付 則

1 本会の設立当初の役員は第 12 条の規定にかかわらず設立総会の定めるところにより、その任期は第 14

条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 41 年度の通常総会終了の日までとする。

2 本会の設立当初の会計年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立の日から昭和 41 年 3 月 31 日までの期

間とする。

3 本会の設立当初の会計年度においては、第 7 条の規定にかかわらず、会費の納入は必要としない。

4 本会の設立初年及び次年度の事業計画および収支予算は、第 24 条、第 27 条第 2 項および第 33 条第 1 項

の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本定款第 2 条の規定は、主務官庁の認可のあった日(昭和 59 年 9 月 11 日)から施行する。

付 則(昭和 62 年 12 月 4 日)

1 この定款の改正規定は、主務大臣の認可のあった日(以下「認可日」という。)から施行する。

2 認可日から昭和 63 年度に開催される通常総会までの学会長は、第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項および第

14 条第 3 項の規定にかかわらず、会長が兼務するものとする。

附 則（平成 11 年 9 月 17 日）
この定款の改正規定は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 12 年 11 月 21 日）
この定款の改正規定は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

定款（第 4 6 条）実施細則

改正 2001 年

1 月 2 5 日

第 1 条（会務担当理事）

協会の運営を円滑に遂行する為に、理事会に総務、会計および企画担当理事を置く。総務担当理事は専

務理事とする。各担当理事の業務は次の通り。

1．総務担当理事（専務理事）

事業計画および事業報告の立案、総会、理事会、評議員会、運営委員会の開催、協会業務の対外的折

衝機関の設置および運営など、その他協会会務全般の処理を行なう。

2．会計担当理事

収支予算および収支決算の立案、資産の管理業務など、その他協会の会計業務全般の処理を行なう。

3．企画担当理事

部会の運営、講演会、講習会の開催、各種事業の計画および実施など、協会の企画業務全般の処理を

行なう。また、学会の各種企画に関しては、学会長と協力して運営の処理を行なう。

第 2 条（運営委員会）

本会は、協会の運営を円滑に遂行する為の機関として置かれ、担当理事の業務を補佐して、事業計画案

の作成、理事会で承認された事業計画の実施、その他協会が行なう事業の実務面総てを担当する。本会の

運営は理事会の承認を受けた運営委員会規程に基づいて行なう。

第 3 条（低温工学協会褒賞）

論文賞、奨励賞、業績賞および優良発表賞に関して、低温工学協会褒賞選考委員会を置く。選考委員会

の構成、運営は低温工学協会褒賞規程による。

第 4 条（冷凍部会）

協会が事業を円滑に遂行する為、冷凍部会を置く。冷凍部会は、理事会に直結し、担当する事業を効果

的に遂行する。冷凍部会の構成、運営は別に定める規程による。

第 5 条（冷凍部会の事業とその目的）

冷凍部会は、低温工学および超電導の基礎から応用までを多面的に考察する為、講演会、シンポジウム、

報告会および見学会などを定期的で開催し、会員の技術交流や応用各方面との情報交換などの業務を

遂行し、本会の目的の達成に努める。

第 6 条（安全性検討委員会）

協会が事業を円滑に遂行する為、安全性検討委員会を置く。安全性検討委員会は理事会に直結し、担当

する事業を効果的に遂行する。安全性検討委員会の構成、運営は別に定める規程による。

第 7 条（安全性検討委員会の事業とその目的）

安全性検討委員会は、低温装置の安全性に関する事項についての対外的な折衝機関としての役割および

情報収集、調査など、本会の目的達成に努める。

第 8 条（支部）

関西に関西支部を置く。関西支部は、西日本地域における本会の基点となり、理事会の承認を受けた関

西支部規約に基づいて支部活動を遂行し、本会の目的の達成に努める。

2．東北・北海道に東北・北海道支部を置く。東北・北海道支部は、東北・北海道における本会の

起点とな

り、理事会の承認を受けた東北・北海道支部規約に基づいて支部活動を遂行し、本会の目的達成に努める。

第9条（学会）

学会が行なう事業を円滑に遂行するため、次の委員会を置く。

1. 編集委員会
2. 企画交流委員会

委員会は学会長に直結し、理事会の承認を得て、それぞれ担当する事業を効果的に遂行するために相互

に協力するものとする。委員会の構成、運営は別に定める夫々の規程による。

2. 本会の事業目的達成の為に、次の研究会および調査研究会を置く。

1. 材料研究会
2. 超電導応用研究会

研究会および調査研究会は学会長に直結し、研究会は理事会の、調査研究会は学会長の承認を得て、そ

れぞれの事業目的を効果的に遂行する。研究会および調査研究会の運営は別に定めるそれぞれの規程による。

第10条（学会委員会の事業とその目的）

各委員会の目的と事業内容は次の通りである。

1. 編集委員会

編集委員会は、学会誌「低温工学」を編集することにより、本会の目的の達成に努める。学会誌「低

温工学」には、会員の参考となる解説、原著論文、内外の低温工学技術情報、本会の事業報告、その他

の事項を掲載し、年に12回発行して会員に無償で配布する。

2. 企画交流委員会

企画交流委員会は、研究発表会、サマーセミナー、講演会等の企画および実施、内外の関連団体との

連絡および協力などの業務を遂行し、本会の目的の達成に努める。

第11条（研究会の事業とその目的）

各研究会の目的と事業内容は次の通りである。

1. 材料研究会

材料研究会は、低温工学に関連した超電導材料、極低温構造材、電気および熱に関連した絶縁材料、

安定化材、蓄熱材等の材料問題を横断的に議論し、研究開発の方向づけおよび技術の向上等を指向した

研究会を定期的開催し、低温工学に従事する研究者、技術者の技術交流や情報交換などを促進し、本

会の目的の達成に努める。

2. 超電導応用研究会

超電導応用研究会は、超電導技術の実用化と新しい応用分野の開拓を目指した議論の場として、研究

開発の方向づけおよび技術の向上等を指向した研究会を定期的開催し、低温工学に関係する研究者、

技術者の技術交流や情報交換などを促進し、本会の目的の達成に努める。

第12条（調査研究会）

調査研究会は、別に定める調査研究会運営規程に基づいて公募を行ない、学会長の承認を得て、それぞ

れの事業を効果的に遂行する。

第13条（その他の事業）

前各条のほか、本会の目的の達成の為に必要と認めたときは、随時に積極的に事業を計画し、理事会の

承認と運営委員会の指示を経て実施するものとする。

第14条（事務局）

事務局は別に定める規程に基づいて運営される。

第15条（規程・規則の承認）

学会長選出規程、運営委員会規程、低温工学協会褒賞規程、冷凍部会規程、安全性検討委員会規程、関

西支部規約、東北・北海道支部規約、編集委員会規程、企画交流委員会規程、材料研究会規程、超電導応

用研究会規程、調査研究会運営規程、旅費規程、謝礼規程、文書取扱規程、会計処理規程、給与規程およ

び就業規則は、理事会の承認を必要とする。

2. 協会事業遂行のために設置された上記以外の諸機関の規程・規則は運営委員会の承認を必要とする。